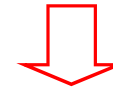


経営事項審査の 必要性と改正について

建設業指導室

①建設業許可

一定以上の規模の建設工事を請け負う建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない。（建設業法第3条）

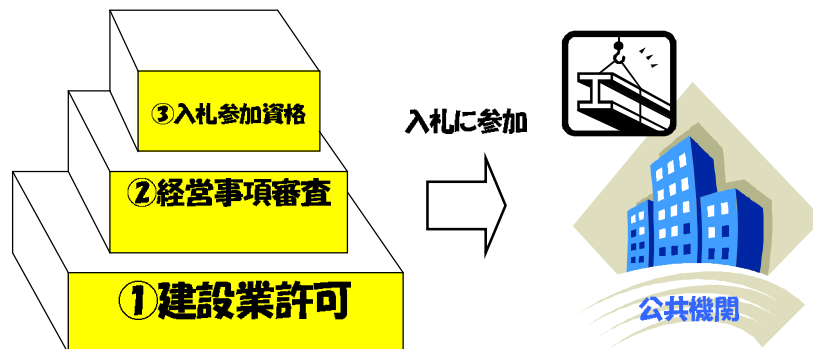


- ・ 500万円以上の建築一式工事以外の建設工事
- ・ 1500万円以上の建築一式工事
- ・ 延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事（建築一式工事）

（建設業法施行令第1条の2）

2

● 公共工事の入札に参加するために必要な資格等



1

②経営事項審査

・ 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（公共工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者（許可業者）が必ず受けなければならない審査。

（建設業法第27条の23）

・ その業者の経営状況や工事实績、技術力など客観的な事項を評価して点数化し、公共機関はその公共工事の入札に参加できる企業の選定に利用する。

3

③入札参加資格

・公共工事の発注機関である地方自治体は、競争入札に参加しようとする建設業者について、契約の種類及び金額に応じ、工事の実績、従業員の数、資本の額、経営の規模及び状況や、事業所の所在地、該当工事の経験、技術的適性の有無等に関する資格を定めることができ、その資格審査を行うこととされている。

(地方自治法施行令第167条の4、5、5の2)

・奈良県では、入札に参加を希望する者は、知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければならないこととなっている。

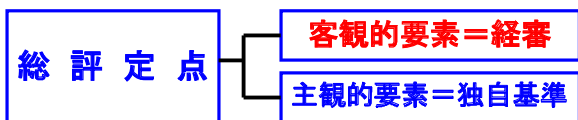
(建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規定第2条)

③入札参加資格 (格付け)

・奈良県では、競争入札参加資格者の格付けは、客観的要素と主観的要素を評定し、それぞれの評定点を合計した総評定点等で決められる。

(奈良県建設工事等入札・契約制度委員会要領第8条)

・奈良県の平成24・25年度の格付けにおける「総評定点算定基準」では、客観的要素判定は経営事項審査に基づき行い、主観的要素判定は県独自の基準を設けて行うこととなっている。



1) 経営事項審査の点数内訳

経営事項審査（経審）は、国の登録機関の行う「経営状況分析（Y点）」と、許可行政庁が行う「経営規模等評価（XZW点）」からなり、「経営の規模・経営状況・技術力・社会性」の4つの点から事業活動を客観的に評価し評点を算出するもの。

算出した項目を総合的に評価したものを総合評定値（P点）という。

$$\text{総合評定値(P点)} = \text{0.2(Y点)} + \text{0.25(X1点)} + \text{0.15(X2点)} + \text{0.25(Z点)} + \text{0.15(W点)}$$

経営状況分析
経営規模等評価

改正前	項目区分	審査項目	ウェイト	備考	
総合評定値（P点）	経営状況分析	純支払利息比率	0.20	国土交通大臣の登録経営状況分析機関に申請	
		負債回転期間			
		売上高経常利益率			
		総資本売上総利益率			
		自己資本対固定資産比率			
		自己資本比率			
		営業キャッシュ・フロー利益剰余金			
	経営規模等評価	経営規模（X点）	（X1点） 完成工事高（業種別）	0.25	許可行政庁に申請
			（X2点） 自己資本額 利益額	0.15	
		技術力（Z点）	技術職員数（業種別） 元請完成工事高（業種別）	0.25	
その他の審査項目（社会性等）（W点）	0.15	労働福祉の状況	※総合評定値（P点）の請求を行う場合は、経営状況分析結果通知書（原本）の添付が必要。		
		建設業の営業年数			
		防災活動への貢献の状況			
		法令遵守の状況			
		建設業の経理に関する状況 研究開発の状況			
改正（W点）		①建設機械の保有状況 ②ISOの取得状況			

改正の目的

- ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得を防止するなど、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

① 評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することで、技術者の名義借り等の不正を防ぐ

② 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

① 完工高(X1)の評点テーブルの上方修正

② 元請完工高(Z2)の評点テーブルの上方修正

【修正方法】H22年度の建設投資見込額を基に、X1、Z2評点が制度設計時の平均点である700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業について、一定の減点措置を創設

【減点方法】社会性等(W点)で以下の方法で減点評価

① 再生期間中、一律-60点(営業年数評価の最高点)の減点

② 再生期間終了後、「営業年数」評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

① 建設機械の保有状況

→ 地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を積極的に評価

② ISO9000シリーズ、14000シリーズの取得状況

→ 多くの都道府県等が発注者別評価点で評価。経営に追加することで、受発注者双方の事務の重複・負担を軽減

2. 建設機械の保有状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

- 建設機械指当法施行令別表のうち、以下の建設機械を所有又はリース等している場合において、当該建設機械の台数に応じて加点(1台1点 上限15点)(対象となる建設機械の種類)

・ショベル系掘削機

ショベルバックホウ、トラグイ、クムシ、クレーン又はパイルドライバーの Attachment を有するもの

・ブルドーザー

自重が3トンのもの

・トラクターショベル

バケット容量が0.4立方メートル以上(山積み)のもの

- 建設機械保有一覧表に必要事項を記載
- 所有している場合は、売買契約書等所有を確認できる書類(写)及び特定自主検査記録表(写)を提出
- リース等の場合は、リース契約書等(写)及び特定自主検査記録表(写)を提出
- リース等の場合は、リース期間が審査基準日以降1年7ヶ月を有する又は契約書等において自動更新条項があることが必要
- リース元は、リース会社であることが必要

1. 技術者数評価

①原則

評価対象とする技術者 = 雇用期間を特に限定することなく 常時雇用されているもの

②改正点

改正前：審査基準日に雇用されている者



改正後：審査基準日以前に6ヶ月を超える 恒常的な雇用関係があること

3. ISOの登録状況を社会性等(W点)の評価項目に追加

- 評価対象とするのは、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)の取得

(認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合は除く)

- 審査登録機関の認証を証明する書類の写しを提出

- 発注者別評価点では約8割の都道府県でISO9000シリーズとISO14000シリーズを同等に評価していることを踏まえ、経審ではISO9001取得で5点、ISO14001取得で5点を加点評価